**民事調停　レジュメ**　　　　　　　　　　　　　　　　 2022.10.5 熊本一規

**1．｢自由漁業の権利は共同漁業権よりも薄弱な権利｣は誤り**

・｢自由漁業の権利｣は､｢慣習に基づく権利｣(資料1公共用地の取得に伴う損失補償基準要

　 綱２条５項｢権利と同程度にまで成熟した『慣習上の利益』｣)であり､財産権。

・権利者は自由漁業を営む者

・公共用物使用権は物権あるいは物権類似の権利であり､妨害排除請求権を持つ(資料２原

　　龍之助『公物営造物法』)。

　　　　　　　表　公共用物の自由使用・許可使用・特別使用の比較

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 自由使用 | 許可使用 | 特別使用 |
| 成立要件 | 不要 | 許可 | 特許又は慣習 |
| 利益か権利か | 利益 | 利益 | 権利(公共用物使用権) |

注：公共用物とは、「直接に公共の福祉の維持増進を目的として、一般公衆の共同使用に

　　　　　供されるもの」で、例としては、海,川,海浜,道路,公園等。

自由使用とは「一般公衆の共同使用」に供される公共用物の本来の使用で、誰もが他

人の共同使用を妨げない範囲で自由にできる使用。

　　　　 許可使用とは、他人の共同使用を妨げたりする等の理由で一般的に禁止されているが、

特定の場合に「許可（一般的禁止の解除）」によって認められる使用。

　　　　　 特別使用とは、公共用物本来の用法を超え、特定人に特別に認められる「使用の権利」

で、特許又は慣習法によって成立する。

　詳しくは、拙著『漁業権とはなにか』,88-89頁参照。

∴**自由漁業は､初めは利益に過ぎないが､｢慣習に基づく権利｣、｢公共用物使用権｣に成熟し、**

**共同漁業権と同様の｢物権的権利｣になる。**

**２．損失補償なしの権利侵害は違法**

　 ・祝島漁民は､本件海面において｢自由漁業を営む権利｣を持っている。

　　∵)①祝島漁民は､本件海面において長年自由漁業を営み続けている。

　　　 ②祝島漁民は､2000年補償契約に伴う補償金の配分を受領しておらず､したがって祝島

　　　　 漁民の営む自由漁業について同契約の効力が及ぶはずはない。

　　・**祝島漁民の｢自由漁業の権利｣を損失補償なしに侵害することは違法である。**

注:中電は、2000年補償契約に基づいて2019年以降のボーリング調査に係る損失補償

　を支払った旨主張するが､その主張は以下の諸点で失当である(資料3中電との論争経緯)。

　　a.調査期間の予測は不可能

　　　調査に伴う補償は期間制限補償であり、その算定には制限期間の特定が必要であるが、

　　　2000年補償契約において2019年以降のボーリング調査の調査期間を予測できていたはずは

　　　ない。

　　b.補償対象者の予測も不可能

　　　たとえ､2000年補償契約時に2019年以降のボーリング調査期間を予測できていたとしても､補

　　　償対象者(2019年以降にだれが自由漁業を営んでいるか)を予測することは不可能。

　　c.要綱の定める補償基準に違反

　　　要綱及び細則は､補償基準として､次の諸点を定めている。

　　　①個別補償の原則

　　　②漁業補償額の算定は､直近３～５年の漁獲データに基づき算定する

　　　しかるに、中電は2000年補償契約に基づく漁業補償は一括して算定したと主張している。

　　　要綱･細則の定める補償基準に違反して支払われた補償は､憲法29条違反

　　d.調査に伴う補償は期間制限補償であって漁場価値減少補償ではない

**３．公有水面埋立法・公有水面埋立権は本件調査とは無関係**

　･公有水面埋立法は埋立に関する手続きを定めた法律であり､本件調査には適用されない。

　･ボーリング調査の法的根拠は｢一般海域の利用に関する条例(山口県条例第三号)｣。

　　中電は2019年以降のボーリング調査に際し､その都度、同条例に基づき一般海域占用許可

　　を申請し、占用許可書を得ている。

　・したがって､中電が論拠とする公有水面埋立法及び公有水面埋立権に関する判示事項等

　　は本件調査とは関係がない。

・ボーリング調査が､埋立区域における自由漁業と関わってくるのは､埋立免許に因るのではな<、

　　2000年補償契約に因って。

・しかし､祝島漁民は､2000年補償契約に伴う補償金を受領していないから､2000年補償契約

　　も無関係。

・そのうえ､2000年補償契約に基づく債権は､消滅時効10年によって効力を失っている。

**４．共同漁業権が放棄されると漁場は｢サラ地｣になる**

〇資料4上関原発と共同漁業権区域模式図

　　 結論：2000年補償契約に基づく共同漁業権の放棄に伴い

1. 埋立区域内には共同漁業権が存在しなくなった。
2. 埋立区域内で自由漁業を営むうえで共同漁業権との調整は不要になった。

　 〇資料5浜本幸生『早わかり｢漁業法｣全解説』

1. 埋立に漁業権放棄は必要ない(153-157頁)
2. 漁業権が放棄されると漁場は｢サラ地｣になる(139-140頁)

しかるに、中国電力は、2000年補償契約において、浜本幸生氏から「行なってはならない」旨

教えてもらったはずの「漁業権の放棄」を盛り込んでいる。

**⇓**

**結論：その結果、現在、埋立区域（漁業権消滅区域）に存在する権利は、祝島漁民の**

**「自由漁業の権利」＝公共用物使用権だけになっている。**